十三～三十六の三十九　（略）

三十六の四十　一―〔二・四―ジクロロ―ベータ―[(二・四―ジクロロベンジル)オキシ]フエネチル〕イミダゾール（別名ミコナゾール）、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一―〔二・四―ジクロロ―ベータ―[(二・四―ジクロロベンジル)オキシ]フエネチル〕イミダゾールとして二％以下を含有する外用剤及びゲル剤、一個中一―〔二・四―ジクロロ―ベータ―[(二・四―ジクロロベンジル)オキシ]フエネチル〕イミダゾールとして一〇〇ｍｇ以下を含有する坐剤及び五〇ｍｇ以下を含有する口腔用錠剤並びに一片中一―〔二・四―ジクロロ―ベータ―[(二・四―ジクロロベンジル)オキシ]フエネチル〕イミダゾールとして五一・二μｇ以下を含有する体外診断薬を除く。

三十六の四十一～八十三の六　（略）

八十三の七　二―〔(六―(N―[四―(一Ｈ―ピラゾール―一―イル)ベンジル]ピリジン―三―スルホンアミド)メチル)ピリジン―二―イル〕アミノ〕酢酸一―メチルエチル（別名オミデネパグ　イソプロピル）及びその製剤

八十三の八～八十三の十一　（略）

八十四～九十五　（略）

九十五の二　ブリナツモマブ及びその製剤

九十六～百三十六　（略）

別表第五（第二百二十八条の十関係）

医薬品

一～十七　（略）

十八　（一〇Ｒ）―七―アミノ―一二―フルオロ―二・一〇・一六―トリメチル―一五―オキソ―一〇・一五・一六・一七―テトラヒドロ―二Ｈ―四・八―メテノピラゾロ［四・三―ｈ］［二・五・一一］ベンゾオキサジアザシクロテトラデシン―三―カルボニトリル（別名ロルラチニブ）及びその製剤

十九～四十一　（略）

四十二　Ｎ―〔五―[(四―エチルピペラジン―一―イル)メチル]ピリジン―二―イル〕―五―フルオロ―四―[四―フルオロ―二―メチル―一―(一―メチルエチル)―一Ｈ―ベンズイミダゾール―六―イル]ピリミジン―二―アミン（別名アベマシクリブ）及びその製剤

四十三　六―エチル―三―〔三―メトキシ―四―[四―(四―メチルピペラジン―一―イル)ピペリジン―一―イル]アニリノ〕―五―[(オキサン―四―イル)アミノ]ピラジン―二―カルボキサミド（別名ギルテリチニブ）、その塩類及びそれらの製剤

四十四～百二十　（略）

百二十一　トラスツズマブ（遺伝子組換え）[トラスツズマブ後続一]及びその製剤

百二十二　トラスツズマブ（遺伝子組換え）[トラスツズマブ後続三]及びその製剤

百二十三～百四十四　（略）

百四十五　ブリナツモマブ及びその製剤

百四十六～百七十七　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

十三～三十六の三十九　（略）

三十六の四十　一―〔二・四―ジクロロ―ベータ―[(二・四―ジクロロベンジル)オキシ]フエネチル〕イミダゾール（別名ミコナゾール）、その塩類及びそれらの製剤。ただし、一―〔二・四―ジクロロ―ベータ―[(二・四―ジクロロベンジル)オキシ]フエネチル〕イミダゾールとして二％以下を含有する外用剤及びゲル剤、一個中一―〔二・四―ジクロロ―ベータ―[(二・四―ジクロロベンジル)オキシ]フエネチル〕イミダゾールとして一〇〇ｍｇ以下を含有する坐剤並びに一片中一―〔二・四―ジクロロ―ベータ―[(二・四―ジクロロベンジル)オキシ]フエネチル〕イミダゾールとして五一・二μｇ以下を含有する体外診断薬を除く。

三十六の四十一～八十三の六　（略）

（新設）

八十三の七～八十三の十　（略）

八十四～九十五　（略）

（新設）

九十六～百三十六　（略）

別表第五（第二百二十八条の十関係）

医薬品

一～十七　（略）

（新設）

十八～四十　（略）

（新設）

（新設）

四十一～百十七　（略）

（新設）

（新設）

百十八～百三十九　（略）

（新設）

百四十～百七十一　（略）